

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【166】
2. 日時：令和4年5月10日 13時30分～16時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、大野主任安全審査官、伊藤原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他16名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任 他1名※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、重大事故等時における原子炉格納容器の放射性物質閉じ込め機能健全性について及び格納容器フィルタベント系の設計等について、令和4年4月25日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【重大事故等時における原子炉格納容器の放射性物質閉じ込め機能健全性について】

- ドライウェルの応力評価点であるドライウェル基部について、サンドクッション部の役割、構造等について説明すること。
- 機器搬入口フランジのシール性能について、2Pdにおける径方向最大変位差が生じる際のタンクとグローブの接触状況について図示し、詳細に説明すること。また、接触により生じるひずみに対して機器に影響がないことを説明すること。
- 制御棒駆動機構搬出ハッチの解析モデル図について、概要図とモデルの位置関係を説明すること。また、鏡板の該当箇所を明示すること。
- 原子炉格納容器の強度評価における適用規格の考え方について、告示第501号と設計・建設規格は許容応力及び許容応力評価条件等に差異がないため同等と判断することができるとしているが、原子炉格納

容器以外の機器の強度評価における適用規格の考え方との違いを説明すること。

- 機器搬入口フランジのシール性能について、フランジ角度 0° 方向、 90° 方向における機器搬入口の径方向相対変位を図示し、説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし